

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	○2月に全教職員を対象として、高専機構のいじめ防止等研修動画を視聴した後、「教職員いじめ防止に関する理解度チェック」を実施し、いじめの認知が行われるよう意識啓発を行った。	7月に学生相談室FD（いじめ防止研修）として前年度2月と同様の意識啓発を行い、今年度赴任の教職員にも共通理解、意識啓発ができるよう改善する	R5年7月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	◎いじめ防止プログラムの計画に沿って定期的に年6回「いじめ対策委員会」を開催し、関係者で情報共有し各事例の対応を協議した。	前年度同様に実施する	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	○2月に全教職員を対象として、高専機構のいじめ防止等研修動画を視聴した後、「教職員いじめ防止に関する理解度チェック」を実施した。	7月に学生相談室FD（いじめ防止研修）として前年度2月と同様のオンデマンド研修を行い、今年度赴任の教職員も受講し全教員が研修を受けるよう改善する	R5年7月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	○いじめ防止等基本計画に対策委員会の職務を記載しHPに公開している。また、2月に「教職員いじめ防止に関する理解度チェック」を行い全教職員に周知している。	7月に学生相談室FD（いじめ防止研修）として前年度2月と同様のオンデマンド研修を行い、今年度赴任の教職員にも周知できるよう改善する	R5年7月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	○いじめ防止プログラムをHPに公開していること、その内容について理解度チェックを行うことを2月の教員会で全教員に周知した。	7月に学生相談室FD（いじめ防止研修）として前年度2月と同様のオンデマンド研修を行い、今年度赴任の教職員にも周知できるよう改善する	R5年7月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	△全学生対象の新年度学生面談、学校適応感尺度調査、いじめアンケートの結果をいじめ対策委員会に報告している。一方で教職員が学生の気になる様子を把握した場合の報告は十分ではない。	学生の日常変化の気づき収集ツールを全学科全学年を対象に導入し、教職員が学生の気になる様子を把握した場合にいじめ対策委員会で共有できるよう改善する	R5年12月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	◎いじめ防止等基本計画に重大事態の定義を記載して2月教員会で全教職員に周知した。重大事態の対応に関するいじめ対策委員会の役割も同様にいじめ防止等基本計画に記載している。	前年度同様に実施する	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	◎いじめの事案（疑いも含む）についてヒアリングにより実態を把握し、その対応について、いじめ対策委員会、学生相談室員、学生主事補、担任など関係教職員で共有している。	前年度同様に実施する	—
9	令和4年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	◎3月開催の第6回いじめ対策委員会において、いじめ防止等基本計画・いじめ防止プログラムについて検証し、R5年度の実施計画に反映している。	前年度同様に実施する	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	◎学校適応感尺度調査・いじめに関するアンケート調査を年2回学生面談を年2回実施し、その結果を学生相談室、いじめ対策委員会および関係教職員で共有している。	前年度同様に実施する	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしていると同時に、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	○R5年3月に学校いじめ防止等基本計画を改正し、SCをいじめ対策委員会の構成員とし、SCの得た情報を関係教職員で共有できるようにした。	重大案件では案件ごとにMS-Teamsに支援チームのチャットを作成して関係教職員で共有し、すぐに対応を検討できるよう改善する	R5年5月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	○カウンセラー講話（1～3年生）、デートDV講演（2年生）、いのちの授業（2年生）を企画し、実施している。	前年度同様に実施する 更なる改善策について検討する	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	○カウンセラー講話（1年生、3年生）、デートDV講演（2年生）、いのちの授業（3年生）を企画し、実施している。	前年度同様に実施する 更なる改善策について検討する	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	◎R3年度からピアサポーター育成に取り組み、学生支援TAや寮生会役員・LMが学生のサポートを行う学生主体の防止プログラムを実施してきている。	前年度同様に実施する	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	◎学校ホームページに掲載し公表している。 https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html	前年度同様に実施する	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	◎学校ホームページに掲載している。 https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html	前年度同様に実施する	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	◎3月の運営顧問会議において学生相談室の利用件数の報告を行っている。カウンセラーへの相談件数について、委員からの質問に対して意見交換を行い連携・協力体制を築いている。	前年度同様に実施する	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	◎年1回以上広警察署に学生課長が訪問し、事件・事故の対応における連携体制はできています。	前年度同様に実施する	—